

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月1日に、資格喪失日に係る記録を40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年10月から40年9月までは8,000円、同年10月及び同年11月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年12月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び元事業主の娘の証言並びに申立人の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

また、申立期間当時、申立人と一緒に当該事業所に住み込みで勤務し、同種の業務に従事していた複数の同僚には、厚生年金保険被保険者記録が存在する。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、これら同僚の中には、「試用期間は無く、社員は全員厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している者もあり、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種同僚の標準報酬月額から、昭和 39 年 10 月から 40 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになり、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に対して資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 10 月から 40 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和60年10月を26万円、同年11月から61年1月までを24万円、同年2月から同年9月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで
申立期間について、A社における標準報酬月額のオンライン記録は、給与支払明細書に記載された金額と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年10月は26万円、同年11月から61年1月までは24万円、同年2月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

熊本国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月まで
妻が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付の一切を行っていた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 17 日以降 A 市で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この頃に国民年金への加入手続がなされたものと考えられ、当該加入時点では、申立期間のうち、50 年 2 月から同年 12 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができないほか、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昔のことで記憶が無いとしているなど、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、昭和 49 年 12 月 24 日発行の国民年金手帳を所持し、発行当時、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことから、資格取得年月日は当該発行日と同日、種別は任意となっており、住所変更も記載されている上、住所変更に伴い国民年金被保険者台帳の移管が行われていることが特殊台帳により確認できるものの、申立人については、台帳の移管が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 926 (事案 112、649、702、801 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、再々々々度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している、iii) 申立事業所の当時のB出張所所長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者である世話役等ではなかったと説明している、iv) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらない、として既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け及び同年8月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から28年6月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人並びに申立人が申立期間後に採用されたB事業所が保管する履歴書、C団体が保管する職員身上一覧表、D村の周辺町村の同種団体に勤務していた当時の職員の証言から、申立人は申立期間にA事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所の職員が厚生年金保険に適用されるE団体での申立人の厚生年金保険の資格取得日は、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の資格取得日と一致している上、同団体は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、年金事務所の記録から確認できる同団体の元事業主は死亡又は所在不明であるため、申立人の主張に基づく資格取得日での届出や保険料納付を行ったという供述も得られない。

また、A事業所の職員と同様にE団体として厚生年金保険が適用されていた当時の周辺町村の同種団体勤務の複数の職員は、厚生年金保険の加入の判断や給与からの保険料控除の事務については、各町村の団体が独自に行っていたと証言しており、商業登記簿から確認できる申立期間当時のA事業所の役員及び申立人が挙げた経理事務担当者は、死亡又は所在不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の加入の取扱いや給与からの保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 17 日から 48 年 4 月 14 日まで

私が、A社B出張所（現在は、C社D営業所。申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所は、A社E支店）に勤務していた期間における標準報酬月額について、実際の給与の額と年金事務所の記録に相違があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、標準報酬月額が実際の給与の額より少ないと申し立てているが、申立人の資格取得日の前後の1年間にA社E支店において資格を取得した女性従業員 11 人（申立人を含む。）の資格取得時決定に係る標準報酬月額は、4万 5,000 円から5万 6,000 円の範囲内にあることから申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり過少であるという状況はうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

さらに、C社は、申立人の申立期間に係る給与の額、厚生年金保険料控除額及び資格取得届の記載内容等について不明、と回答している上、前記同僚に照会したものの、回答があった同僚は給与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。